

令和6年2月1日

各位

各種預金規定改定のお知らせ

大阪協栄信用組合

平素は大阪協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

大阪協栄信用組合は令和6年4月1日より、各種預金規定の改定をすることといたしましたので、お知らせいたします。
なお、改定後の規定は、改定前より取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1.対象となる主な預金規定等

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定 ・無利息型普通預金規定
- ・定期預金等共通規定
- ・定期積金規定
- ・通知預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・マル専当座勘定規定 ・一般当座勘定規定
- ・貸金庫利用規定

2.主な改定内容

改定内容は以下のとおりです。改定後の預金規定は、当組合ホームページに掲載させていただきます。

- ・「書面」による受付から「当組合所定の方法」に変更
- ・通帳喪失時の「通帳再発行手数料」から証書・通帳喪失時の「喪失事務手数料」に変更

※手数料徴求の詳細については別途、受入手数料改定のお知らせをご覧ください。

変更前	変更後
(届出事項の変更、 証書・通帳の再発行 等)	(届出事項の変更、 証書・通帳の喪失 等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 証書・通帳を失った場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

3.改定日 令和6年4月1日

4.添付資料 「総合口座取引規定」「定期預金等共通規定」をご参考に添付しております。

以 上